募集

内閣総理大臣名の書状の進呈

先の大戦で戦地等に派遣され戦時衛生勤務に服した「旧日本赤十字社救護看護婦」、「旧陸海軍従軍看護婦」の方々（慰労給付金受給者を除く）に対して、その御苦労に報いるため内閣総理大臣名の書状を贈呈しております。

請求期限は、平成21年3月31日まで。

問合先　総務省大臣官房管理室業務担当（☎03・5253・5182、FAX03・5253・5190）

注意

きれいなけし・・の花にご用心

「不正大麻　けし・撲滅運動」

きれいなけし・・の花を見かける季節になりましたが、けし・・には植えて良いものと、悪いものがあります。気をつけましょう。

植えては悪いけし・・の花

植えてはいけないけし・・の特徴

①草丈が大きく1m以上になる。②全体が白っぽい緑色をしており、毛がない。③茎を抱き込むように葉が生えている。④葉が大きく長楕円形で、まわりの切れ込みが浅い、など

※このようなけし・・を見かけた人は、嘉穂保健福祉環境事務所（☎21・4876）、又はお近くの警察署までご連絡ください。

快適な住まいづくり推進助成制度

福岡県では、県産材を活用し、環境にやさしく耐久性にも優れた優良な木造住宅の普及促進を図るため、木造住宅を新築・購入される人に対して、助成金を交付します。

助成金交付対象者の認定は、予算の範囲内で先着順。

問合先　福岡県建築都市部住宅課（☎092・643・3731）

改正動物愛護管理法の経過措置期間が今月で終了

旧法での届出及び許可における経過措置期間は、5月31日までとなっております。改正法における未登録及び未許可の取扱業者及び特定動物管理者の方は、今月中に、手続きをを行ってください。

動物取扱業について

動物取扱業の規制が強化され、「届出制」から「登録制」となりました。

業種の詳細については、下記までお問合せください。

特定動物について

特定動物（危険な動物、例：トラ、ニホンザル、タカ、マムシなど）の飼養管理について、動物愛護管理法による全国一律の許可規制となりました。

これらの動物を飼養又は保管する場合は、飼養施設の構造や規模等に関する事項として、逸走を防止できる構造及び強度の確保（例示：鉄おり、金網おり、2重扉など）された施設が必要です。

問合先

○嘉穂保健福祉環境事務所衛生課
（☎23・4111）

○県生活衛生課乳肉衛生係
（☎092・643・3281）